

J A S P A 2 2 世紀フォーラム（委員会）会則

（名称）

第1条 本会の名称は、J A S P A 2 2 世紀フォーラムとする。

（目的）

第2条 本会は、全国ソフトウェア協同組合連合会（略称J A S P A）の事業を執行し組織の発展と活性化を目的とする。

（活動の種類）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を実施する。

- （1） 経営支援・ビジネス推進
- （2） 人材開発・教育研修
- （3） 広報・交流
- （4） 社会貢献・福利厚生
- （5） 参画組合支援

（会員の資格）

第4条 本会の会員の資格はJ A S P Aの参画組合（以下、賛助会員も含む）に所属していること。

（加入）

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、参画組合の理事長（賛助会員であれば、それに準ずる者）が承認し、役員会が承認した者とする。

（退会）

第6条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- （1） 本人が参画組合を退会した時
- （2） 本人が死亡した時
- （3） 連絡がとれなくなってから3ヶ月経過した時
- （4） 規定する会議などへの頻繁な欠席や与えられた役務の著しい不履行

（除名）

第7条 役員会は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- （1） 本会の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
- （2） 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- （3） その他、会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき。
- （4） 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員）

第8条 本会に次の役員をおく。

会長：1名、副会長：複数名、幹事：複数名、監査役：1または2名

- 2 第1項に定める会長、副会長、監査役は、総会において会員の互選により選出する。
- 3 第1項に定める幹事は、各専任委員会の委員長がその任にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員改選期はJASPAの役員改選期に準ずる。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 幹事は、各専任委員会の業務を掌る。

4 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問及び参与)

第12条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が役員会にはかりこれを推薦する。

(総会)

第13条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、活動等の変更

(2) 活動計画及び収支予算並びにその変更

(3) 活動報告及び収支決算

(4) 役員選任又は解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議決は出席者の2/3以上の同意を得て成立するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この会則に定めのない事項は、会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は主として22世紀フォーラムメンバーにより構成する各専任委員会もこれに準ずる。
本会則は、平成27年4月1日から施行する。